

和歌山県知事が審査庁となるべき審査請求の標準審理期間一覧表

(令和6年4月1日時点)

処分等の内容	根拠法令等	標準審理期間 (月又は日)	部局	所管課	備考
公文書の開示決定等に関する処分	和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)	11月	総務部	総務課	和歌山県情報公開・個人情報審議会に諮問しない場合にあつては5月
保有個人情報の開示決定等に関する処分	和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)	11月			
公文書の開示に係る手数料の徴収に関する処分	和歌山県情報公開条例	9月			和歌山県議会へ諮問しない場合にあつては7月
県税の賦課に関する処分	地方税法(昭和25年法律第226号)、和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)	8月		税務課	和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては4月
県税の徴収に関する処分	地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和32年法律第94号)、和歌山県税条例	8月			和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては4月
児童の一時保護に係る処分	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	9月	共生社会推進部	こども支援課	和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては5月
生活保護法に基づく処分(保護申請却下、保護変更決定、保護費返還決定等)	生活保護法(昭和25年法律第144号)	70日	福祉保健部	社会福祉課	和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては50日
身体障害者手帳交付等に係る処分	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	8月		障害福祉課	和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては4月
療育手帳の交付等に係る処分	和歌山県療育手帳制度要綱	8月			和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては4月
特別障害者手当に関する処分	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)	80日			和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては60日
特別児童扶養手当に関する処分	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	80日			和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては60日
精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定に係る処分(交付・更新・不承認)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)	9月		こころの健康推進課	和歌山県行政不服審査会へ諮問しない場合にあつては5月

注

1 標準審理期間とは、審査請求の審理期間の目安として定められるものであり、審査請求の内容等により変動する可能性があることにご留意ください。また、審査請求書に不備があつて補正を行う場合や口頭意見陳述を実施する場合、反論書等の書面の提出期限を延長した場合等についても変動する可能性があることにご留意ください。

2 設定した標準審理期間については、随時見直しを行う予定ですのでご注意ください。